

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性の向上を図り、株主の立場に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。そのため、監査役4名(うち社外監査役3名。全員が男性。)で構成する監査役会を設置し経営機能の強化を図るとともに、社外監査役が取締役会に出席することにより十分なチェック機能が働くこととしております。

当社は、毎月1回定例的に開催している取締役会において経営成績及び各部署の業務執行状況を報告し、経営の透明化を図っております。また、社外取締役3名を招聘し客観的な視点から助言・提言を行うことで、取締役会全体の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、半期毎には、全社の管理職を対象とした全社幹部会議を開催し、業績の達成状況及び今後の重点実施事項を報告しております。さらに、毎朝の役員ミーティング、週一回開催の業務推進会議を通じて、各部署間での情報共有を行い、全社における業務の効率化を推進しております。

情報開示面においては、四半期毎に四半期決算短信及び四半期報告書を開示することは当然のこととして、積極的なディスクロージャー活動に取り組んでまいります。

なお、コーポレート・ガバナンスのあり方は企業の実態・特性等により異なるものであり、当社は、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の制度を即時に導入・整備することが、直ちにその実効性を確保するものではないと考えております。従って、当社では従来の監査役設置会社の制度を引き続き採用することとしております。

また、当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針、ステークホルダーとの関係、コーポレートガバナンス体制を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社のホームページに掲載しております。(https://www.ndensan.co.jp/ir/management/governance.html)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4「株主の機関投資家や海外投資家比率等を踏まえた、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳」
議決権の電子行使を可能とするための環境整備や招集通知の英訳は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討します。

補充原則3-1-2「株主における海外投資家等の比率を踏まえた、英語での情報の開示・提供」
英語での情報の開示・提供については、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討します。

補充原則4-10-1「経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための任意の諮問委員会の設置等について」

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ておりませんが、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会などの、独立した諮問委員会の設置を検討し、適切な関与・助言を得ることを検討いたします。

経営陣幹部、取締役の選任・指名および取締役報酬決定の方針につきましては、当社のホームページに公開しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン 第23条(取締役および監査役の選解任・指名決定のプロセス)および第24条(取締役報酬決定のプロセス)」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4「政策保有に関する方針」
ガイドラインの第5条(株主の権利・平等性の確保)第5項をご参照ください。

原則1-7「関連当事者間の取引を行う際の枠組み」
ガイドラインの第5条(株主の権利・平等性の確保)第7項をご参照ください。

原則2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」
当社は従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、特定の企業年金基金に加入していません。
運用機関・運用商品の選定等、従業員に対する資産運用に関する教育機会の場を提供する他、入社時には、説明を行い、運用の確認を行っています。

原則3-1(i)「会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画」
経営理念は、ガイドラインの別添[参考資料1]「DENSAN VALUES(電算の価値観)」をご参照ください。
経営戦略、経営計画は、当社ホームページ「成長戦略」(https://www.ndensan.co.jp/ir/management/vision.html)、「決算説明会資料」(https://www.ndensan.co.jp/ir/library/library3.html)をご参照ください。

原則3-1(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」
ガイドラインの第3条(基本的な考え方)および第4条(基本方針)をご参照ください。

原則3-1(iii)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」
ガイドラインの第24条(取締役報酬決定のプロセス)をご参照ください。

原則3-1 (iv) 「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」
経営陣幹部、取締役および監査役の選任・指名についての方針は、ガイドラインの第23条(取締役および監査役の指名決定のプロセス)および別添【参考資料5】「取締役候補者選定基準」、【参考資料6】「監査役候補者選定基準」をご参照ください。

原則3-1 (v) 「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」
ガイドラインの第12条(情報開示の充実)第2項をご参照ください。

補充原則4-1-1 「経営陣に対する委任の範囲の概要」
ガイドラインの第14条(取締役および取締役会の役割)第2項および第3項をご参照ください。

原則4-9 「独立社外取締役の独立性判断基準および資質」
ガイドラインの第16条(独立性の判断基準)および別添【参考資料7】「社外役員の独立性判断基準」をご参照ください。

補充原則4-11-1 「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針・手続」
ガイドラインの第23条(取締役および監査役の指名決定のプロセス)および別添【参考資料5】「取締役候補者選定基準」をご参照ください。

補充原則4-11-2 「取締役の兼任状況」
当社の取締役・監査役および社外役員の兼任状況については、毎年定時株主総会の事業報告書において開示しています。
(https://www.ndensan.co.jp/ir/stockholders_meeting/)

補充原則4-11-3 「取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施と、その結果の概要開示」
当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインにて、取締役会の実効性について各取締役が分析・評価(アンケート等)を実施し、取締役会に報告することとしております。
2019年4月に、社外取締役、社外監査役を含める全役員13名が、アンケートに回答する形式で、取締役会全体の実効性を評価し、2019年5月の定時取締役会において、その分析・評価結果を報告いたしました。
この中で取締役会の実効性については確保されていることを確認するとともに、取締役会において、より活発な議論を行うために、取締役会に提出される資料の改善および早期送付への更なる改善、後継者育成計画についての取締役会での報告、業務の執行状況のモニタリング方法の改善ならびに、重要情報の適切なタイミングによる取締役会での報告、また戦略決定プロセスの明確化を行い、積極的な議論を図っていくことなどの課題を共有しております。

補充原則4-14-2 「取締役に対するトレーニングの方針」
ガイドラインの第22条(取締役および監査役のサポート体制・研修(トレーニング)方針)第1項および第2項をご参照ください。

原則5-1 「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」
ガイドラインの第5条(株主の権利・平等性の確保)第8項をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
信越放送株式会社	2,129,100	38.30
トーテックアメニティ株式会社	611,400	11.00
信濃毎日新聞株式会社	289,200	5.20
電算従業員持株会	228,700	4.11
株式会社八十二銀行	120,000	2.16
株式会社長野銀行	101,600	1.83
株式会社エースト長野	92,000	1.66
東芝デジタルソリューションズ株式会社	72,000	1.30
長野県信用組合	60,000	1.08
共栄火災海上保険株式会社	50,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社等(その他関係会社)を有しておりますが、当社の経営判断は全て当社で行っており、親会社等の承認を要する事項や事前報告事項などの制約事項はありません。

また、親会社等との取引につきましても、他の顧客と同様に市場価格を参考に決定しております。

今後は、親会社等からの独立性を強めるために、新株を発行し、親会社等の出資比率を下げていく方針です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 秀明	他の会社の出身者											○
小根山 克雄	他の会社の出身者							○				
宇都宮 進一	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 秀明	○	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役	国際政治経済についての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため。 また当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定している。
小根山 克雄		信越放送株式会社取締役会長	会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため。

宇都宮 進一	○	長野トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長、株式会社共立プランニングの社外取締役及び長野県信用組合総代であり、長野トヨタ自動車株式会社、株式会社共立プランニング、長野県信用組合と当社の間には取引関係がある。ただし、この取引は、当社および同社の売上3%未満であり、独立性に影響を与える恐れはないと判断している。	会社経営者としての豊富な経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため。また、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定している。
--------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要に応じて随時意見交換会を開催するなど情報交換を適宜行っております。また、監査役は、会計監査人から監査実施期間中、適時、会計監査にかかわる監査の方法及び結果について報告を受け意見交換を行なうとともに、監査完了時に監査結果の報告を受けております。

内部監査室は、社長直轄の部署として、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正・誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として業務監査を行っております。監査役は、内部監査室と相互に連携を図り、効率的な監査を行っております。また、内部監査室から適宜、内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小出 貞之	他の会社の出身者													○
宮坂 直慶	公認会計士										○			
石田 和彦	他の会社の出身者										○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小出 貞之	○	——	会社経営者としての豊富な経験ならびに経営に関する高い見識と監督能力を当社の監査体制に反映していただくため。 また、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定している。
宮坂 直慶	○	公認会計士宮坂直慶事務所の代表者であり、公認会計士宮坂直慶事務所と当社の間には取引関係がある。ただし、この取引は、当社および同社の売上の3%未満であり、独立性に影響を与える恐れはないと判断している。	会計士の資格を有し、また会計監査業務の経験から企業財務・経理に精通しており、当社の監査体制強化のため。 また、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定している。
石田 和彦	○	信濃毎日新聞株式会社の代表取締役専務であり、信濃毎日新聞株式会社と当社の間には取引関係がある。ただし、この取引は、当社および同社の売上の3%未満であり、独立性に影響を与える恐れはないと判断している。	会社経営者としての豊富な経験ならびに経営に関する高い見識と監督能力を当社の監査体制に反映していただくため。 また、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役（社外取締役を含む）に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。なお、同株式報酬型ストックオプションは、既存の金銭報酬額の枠内にて、年額50,000千円以内（うち、社外取締役は年額7,500千円以内）の範囲で割り当てることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

また、平成30年6月27日開催の定時株主総会において、役員報酬制度の見直しとして、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。当制度は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会で承認された年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の金銭報酬枠内にて、取締役に対して、報酬として、譲渡制限付株式を付与するものです。なお、報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000千円以内（うち社外取締役7,500千円以内）とすることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

なお、当社の取締役が保有しているストックオプションの状況(2019年6月26日)は、以下のとおりです。

(1)平成28年7月19日取締役会決議

発行日：平成28年8月3日

新株予約権の数：150個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

付与対象者数：取締役8名（うち、社外取締役2名）

新株予約権の発行価額：新株予約権1個当たり180,100円

新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

(2)保有状況

新株予約権の数：125個（うち社外取締役20個）

保有者数：7名（うち社外取締役2名）

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役8名に対し、ストックオプションを付与しております。

なお、2018年7月2日に1名25個を行使しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬等

第54期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)に係る役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

- ・取締役(うち社外取締役)
対象となる役員の員数:10名(3名)
報酬等の総額:151,616千円(19,071千円)
- ・監査役(うち社外監査役)
対象となる役員の員数:4名(3名)
報酬等の総額:22,440千円(8,250千円)

(注)・取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含んでおりません。

- ・取締役の対象となる役員の員数には、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び就任した取締役1名が含まれております。
- ・取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額(取締役9名に対し17,744千円(うち、社外取締役3名2,511千円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・月額固定報酬(基礎報酬および役位報酬)と業績変動報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。
- ・当社業績および株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めることを目的に、役員に対し株式累積投資制度を導入します。
- ・中長期的な業績や株式価値と連動する投資制度として、インセンティブプランを設け、持続的な企業価値向上への動機づけを図ります。
- ・業務執行から独立した社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬は支給しません。

上記の方針に基づき、当社の社外取締役を除く取締役の報酬決定について、株主総会の決議による報酬総額の限度内(年額300,000千円以内:第37期定時株主総会決議(平成14年6月28日開催))で、会社業績、貢献度等を斟酌し、社外取締役を含む取締役会の授權を受けた代表取締役が決定します。なお、取締役報酬の検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、今後、適切な関与・助言を得ることを検討します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐するため、管理本部総務部及び経営企画部が各種連絡を行っております。経営企画部は、取締役会の開催の都度、事前の連絡、資料送付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 業務執行

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名。全員が男性。)で構成されており、意思決定については、職務権限規程で決裁権限を明確化するとともに、重要な意思決定については毎月の取締役会において決定しております。

また、半期毎には、全社の管理職を対象とした全社幹部会議を開催し、業績の達成状況及び今後の重点実施事項を報告しております。さらに、毎朝の役員ミーティング、週一回開催の業務推進会議を通じて、各部署間での情報共有を行い、全社における業務の効率化を推進しております。

2. 監査・監督

経営状況については、毎月1回定期的に開催される取締役会において監視しております。また、監査役と代表取締役との定期会合等を通じて、経営の妥当性にまで踏み込んだ活発な議論を行っております。

また、日常の業務執行については、代表取締役の命令により、内部監査室が職務権限規程等に基づく牽制の有効性について監査を行うとともに、これにより指摘された事項については関係者間で意見調整、問題点の改善把握に努めております。

当社では関係会社の管理として、関係会社管理規程を定めております。管理にあたっては、月次貸借対照表・月次損益計算書等の提出及び経営業績・業務執行状況の報告を求めています。また経営企画部長は、每期適切な時期に関係会社の経営状況について取締役会へ報告を行い、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実を啓蒙しております。

3. 報酬決定

報酬については、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、取締役の報酬額は、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない)、監査役の報酬額は、年額40百万円以内と承認決議をいただいております。

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役(社外取締役を含む)に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。なお、同株式報酬型ストックオプションは、既存の金銭報酬額の枠内にて、年額50,000千円以内(うち、社外取締役は年額7,500千円以内)の範囲で割り当てることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

また、平成30年6月27日開催の定時株主総会において、役員報酬制度の見直しとして、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。当制度は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会で承認された年額300,000千円以内

(ただし、使用人分給与は含まない。)の金銭報酬枠内にて、取締役に対して、報酬として、譲渡制限付株式を付与するものです。なお、報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000千円以内(うち社外取締役7,500千円以内)とすることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名。全員が男性。)で構成しております。当監査体制が、取締役における意思決定及び業務執行の公平性を確保し、牽制機能の充実が図られると考え、経営監視機能として十分働いていると判断し、現体制を採用しております。また、各社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	極力集中日を回避して設定する方針です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所の定める規則、その他会社情報の開示に関する各種法令を遵守し、「開示基準一覧」を設け、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、「適時開示運用手順書」に則り、迅速・公平な情報開示に努めます。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家向けの会社説明会を開催し、当社に対するご理解を深めていただく機会を提供しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の概要、事業環境について、ご説明しております。説明会資料は、当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRに関するページ (https://www.ndensan.co.jp/ir/) にて、経営方針、財務・業績状況、決算関連資料等のIR資料、IRカレンダー、事業説明等を掲載して、積極的な情報提供に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部広報・CSR部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範である「DENSAN VALUES(電算の価値観)」、コーポレートガバナンス・ガイドライン及びコンプライアンス・ポリシーにおいて、各ステークホルダーとの関係を明示することで、その立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社及びデータセンターにおいて環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を取得し、環境保全活動に取り組んでおります。

その他

当社は、コンプライアンス・ポリシーの一つに「人権の尊重と健全な職場の形成」を掲げ、性別、年齢、国籍や人種、身体障害の有無等の人々の多様性を尊重し、また、勤務条件・雇用形態・勤務場所等の柔軟性を常に改善し続けることで、多様な人材が個性や能力を発揮し活躍できる企業を目指しております。

< 女性の活躍に向けた取り組み >

「育児休業制度・育児短時間勤務制度」等、仕事と育児の両立を目指す社員を支援する制度を整えております。また、人事評価につきましても、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行い、採用・昇格等を実施しております。今後も男女ともに安心して働き活躍できる職場環境づくりを進めてまいります。

【女性社員比率(2019年3月31日現在)】

・役員(1)の女性比率	7.7%(1名)
・管理職(2)の女性比率	6.0%(5名)
・従業員の女性比率	22.4%(160名)

(1)取締役、監査役

なお、女性役員の1名は、2019年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任しております

(2)役員を除く

< 内部通報窓口について >

不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として通報者からの通報を受け付ける窓口や法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる外部の内部通報窓口を設置しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

(1)当社は、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス・ポリシー」を定め、これを取締役および従業員に周知徹底させます。

(2)当社のコンプライアンスに関する体制は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、広報・CSR部をコンプライアンス担当部署とします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

(1)当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および取締役を決議者とする稟議書などの取締役の職務執行に係る文書については、法令・社内規程に従い、適切に保存および管理を行います。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ方針」および「個人情報保護方針」に従い対応します。

3. 当社のリスクの管理に関する規程その他の体制について

(1)当社は、管理部門担当取締役をリスク管理担当役員とし、広報・CSR部をリスク管理担当部署として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を実施します。

(2)当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査を実施します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を見直し、必要があれば監査方法の改訂等を行います。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1)当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「取締役会規程」により定められている事項およびその付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守します。

(2)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を策定・実行します。また、毎月予算実績報告を取締役に報告し、全社および各部門の目標の達成状況を検証します。

5. 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制について

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

(1)当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。

(2)子会社における経営上の重要な案件を、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行います。

(3)子会社における業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。

ロ. 子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制について

(1)子会社のリスクについては、子会社管理部署が、当社グループ全体のリスクの把握・管理を行います。グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスク管理担当役員および子会社管理部署に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制を整備します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1)子会社管理について、子会社管理部署が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業および経営の両面から子会社を指導・育成します。

(2)子会社管理部署は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等の提出および報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握します。また、子会社管理部署は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告します。

ニ. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

(1)当社は「コンプライアンス・ポリシー」を当社グループ全体のコンプライアンス基本方針とし、コンプライアンスに関する規程および関連規程に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。

(2)当社取締役および従業員を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令および定款に適合するための指導・支援を実施します。

(3)当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施します。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項について

(1)監査役を補助すべき従業員については、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。

(2)監査役を補助すべき従業員の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。

7. 当社の監査役の前号の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

(1)監査役を補助すべき従業員は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。

8. 当社の監査役への報告に関する体制について

イ. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制について

(1)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全社幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。

(2)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

ロ. 子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制について

(1)当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または従業員にその説明を求めることとします。

(2)子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

(1)「内部通報の取扱いに関する規程」において、内部通報に携わる者は通報・相談の受付、事実確認および調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社または子会社の社内規程に従い処分を科します。

また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い(降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等)を禁止しています。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

(1)取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。

11. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1)取締役および従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査に協力します。

(2)監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査室と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。

12. 当社の財務報告の適正性を確保するための体制の整備について

(1)当社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備および運用を定め、財務報告の信頼性および適正性を確保します。

13. 当社および子会社から成る企業グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について

(1)当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

(2)当社グループは、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応および毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役員及び社員の行動規範を整備し、基本方針として「コンプライアンス・ポリシー」を制定しております。この「コンプライアンス・ポリシー」の中で、基本方針の一つとして、反社会的勢力との関係遮断を掲げております。更に、反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との対応方法を定めることにより、会社が反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることとしております。

反社会的勢力との関係遮断の対応策としては、不当要求防止責任者の設置及び定期的な講習の受講や(財)長野県暴力追放県民センターとの密接な情報交換を通して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断すべく常に心がけております。今後も引き続き反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防止するために社内で折に触れ注意喚起するとともに、物品購入や寄付等、取引全般に亘って厳重なチェック・監視体制を更に強化してまいります。またこうした勢力とのトラブル未然防止に努める一方、万一何らかの形で反社会的勢力が介入してきた場合においては、警察、(財)長野県暴力追放県民センターをはじめ顧問弁護士等の専門家に相談し適切な処置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに平成27年6月25日開催の当社第50期定時株主総会、平成30年6月27日開催の当社第53期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社においては、総合行政情報システム「Reams(リームス)」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を1年とし、また社外取締役及び監査役のうち5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成30年6月27日開催の当社第53期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続いたしました(以下「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行うおとする者(以下「大量買付者」といいます。)に対し、(i)事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の いずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合(ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。)を適用対象とします。

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる

当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の

株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が

当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の

株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出して頂きます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様様の判断及び当社取締役会と

しての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大量買付行為の場合)の当社取締役会による検討期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定します(なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができるものとします。)

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。大量買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかわる定時株主総会終結の時までとしております。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.ndensan.co.jp/ir/press.html>)に掲載の平成30年5月29日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

IIに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、IIに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、IIIに記載した本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の開示に係る基本方針

当社企業グループは、投資家への適時適切な会計情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるように社内体制の充実に努め、証券取引に関する法令及び証券取引所の諸規則、ならびに社内規程に従って、投資家への会社情報の適時適切な開示を行うよう努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制と手続き

(1) 情報開示に係る社内体制

適時開示体制につきましては、情報開示担当部署として管理本部広報・CSR部が担当し、会社情報開示に対応すべく社内体制の強化を図っております。

適正な会計処理と速やかなディスクロージャーを目指すとともに、IR活動につきましても積極的に取り組んでいく方針であります。

当社では、管理本部担当役員が情報開示担当役員を兼務し、情報管理責任者となります。

また、部署(各本部、室及び支社)に情報管理者を置いております。

(2) 情報開示に係る手続き

< 決定事実に関する情報 >

決定事実に関する情報は、広報・CSR部が取締役会付議事項を事前に把握し、重要事実該当する場合には開示資料を作成します。その後、取締役会での承認を経た後、情報管理責任者が速やかに開示します。

< 発生事実に関する情報 >

発生事実に関する情報は、当該事実が発生した場合または発生の恐れがある場合には、該当部署の情報管理者は、直ちに情報管理責任者及び広報・CSR部長に報告します。情報管理責任者は、社長に報告し、指示を受けるとともに、適時開示規則等に基づき公表の判断を行います。

公表する場合は、広報・CSR部が開示資料を作成し、取締役会の承認を経た後、情報管理責任者が適切な時期に開示します。なお、緊急を要する場合には、社長の決裁にて開示することができます。

< 決算に関する情報 >

決算に関する情報は、広報・CSR部が年度決算、四半期決算ならびに業績予想及び配当予想の修正等に関する情報を事前に把握し、取締役会での承認を経た後、情報管理責任者が速やかに開示します。

なお、情報管理者は、業績予想の修正の要因が発生した場合には、広報・CSR部長に報告します。

3. 適時開示体制のモニタリング

当社の適時開示体制のモニタリングに関しましては、内部監査業務を行う部署である内部監査室が、適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性を検証し、その整備運用状況の評価を行ってまいります。

また、各監査役は、取締役会へ出席の他、取締役等からの報告聴取、計算書類等重要書類の閲覧などの方法により、適時開示に係る社内体制が適正に機能しているか、監査を実施してまいります。

